

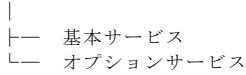
1. ネットワークサービスの提供

当社（以下「乙」という）は、ネットワークサービスの利用者（以下「甲」という）に対し、第4項記載のネットワークサービス（以下「本サービス」という）を提供します。

2. サービスの概要

本サービスは甲が管理するネットワークに接続されたエンドユーザ端末について、既知の脅威対策、未知の脅威対策、侵入後の調査・対処等を実現するエンドポイントセキュリティサービスです。なお、本サービスは、セキュリティリスクに繋がるすべての事象から甲を完全に保護するものではありません。本サービスには、基本サービスの利用を前提としたオプションサービスが存在します。なお、当該基本サービスが終了した場合には、オプションサービスは同時に終了するものとします。

[FENICS CloudProtect エンドポイントセキュリティ powered by Apex One SaaS]



3. サービス実施の前提条件

- (1) 甲は、本サービスを利用するにあたり、トレンドマイクロ株式会社（以下「トレンドマイクロ社」という）が別途定めるトレンドマイクロ製品使用許諾契約 使用許諾契約書、トレンドマイクロ クラウドサービス 利用規約（以下「EULA」という）およびプライバシーと個人データの収集に関する規定に同意し、これを遵守するものとします。なお、最新版のEULAおよびプライバシーと個人データの収集に関する規定については、以下のURLにアクセスすることにより閲覧することができます。
https://www.trendmicro.com/ja_jp/about/legal/eula.html
- (2) 本サービスのサポート対応OSは、以下のURLに記載のシステム要件のうち、Windows OSのみとします。
https://www.trendmicro.com/ja_jp/business/products/user-protection/sps/endpoint.html
- (3) 本サービスにおいて乙が提供する機能（以下「提供機能」という）は別途乙が提示する「CloudProtect エンドポイントセキュリティサービス powered by Apex One SaaS サービス詳細説明書」（以下「サービス詳細説明書」という）にて定めるものとします。また、甲は、本サービスの実施期間中に提供機能およびサービス詳細説明書の内容が変更される場合があること、および、変更後のサービス詳細説明書の内容が提供機能となることを了承するものとします。なお、提供機能の変更により甲における操作性に変更が生じたとしても、甲は、乙に対してなんら異議を唱えないものとします。
- (4) 甲は、乙が本サービスを実施する前提として、本サービスの利用に必要なすべての機器（ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク機器等を含みますが、これに限らず総称して「甲端末環境」という）を甲の責任と費用負担で準備したうえで、トレンドマイクロ社のサービス環境（以下「トレンドマイクロサービス環境」という）と接続し、エージェントのダウンロード、端末へのインストール、設定等を行うものとします。なお、甲は、乙に通知した基本サービスの利用数（以下「基本サービス数」という）およびオプションサービスの利用数（以下「オプションサービス数」という）を超えて端末にエージェントをインストールしてはならないものとします。
- (5) 甲は、端末へのエージェントのインストールおよび甲端末環境での使用を、自らの責任において行うものとします。乙は、エージェントをインストール・使用することにより生じた甲端末環境における障害に対して、何ら責任を負わないものとします。
- (6) 甲は、本サービスに関する甲の窓口として権限を有する管理者（以下「甲管理者」という）を選定し、乙に通知するものとします。なお、甲管理者に変更があった場合も同様とします。
- (7) 甲は、サービス詳細説明書の内容について あらかじめ確認するものとします。
- (8) 甲は次の各号に定める条件にあらかじめ同意し、これを遵守するものとします。
 - a. 本サービスを甲自身の業務のためにのみ利用し、第三者の利用の目的やその他の目的に利用しないこと。
 - b. 本サービスについて適用される運用条件、ポリシーおよび手順（以下総称して「運用条件等」という）に従うこと。なお、運用条件等は本別表で定めるまたは本別表が参照する情報、サービス詳細説明書に記載の情報、本サービスを利用するために乙が甲に限定して開示するウェブページ（以下「サービスポータル」という）、および乙がE-mail等で甲に通知する情報を含みます。
- (9) 甲は日本国内の法人であるものとします。
- (10) 本サービスの提供区域は全世界とします。甲は、本サービスを利用する国または地域で適用される法律に従うものとします。
- (11) 甲は、乙が指定する書面（以下「サービス申請書」という）に必要な事項を記入し、乙に交付するものとします。
- (12) 乙は、甲が本サービスを利用することにより、乙が甲のために準備するハードウェアやソフトウェアから構成されるシステム（以下総称して「乙サービス環境」という）に保存されるデータ（以下「甲データ」という）について、本サービスを実施するために必要な範囲で閲覧することができるものとします。また、乙は法令により第三者への甲データの開示を要請された場合、当該要請にかかる範囲内で甲データを第三者に開示することができるものとします。

4. サービスの内容

(1) 基本サービス

乙は、基本サービス数分の端末を対象として、Apex One SaaSのライセンスを付与します。また、乙はサービス詳細説明書記載の基本サービスを提供します。なお、基本サービスごとに甲が利用可能な端末数は、以下に定めるとおりとします。

基本サービス	利用料 (250 ID~499 ID)	端末数250以上500未満
基本サービス	利用料 (500 ID~999 ID)	端末数500以上1000未満
基本サービス	利用料 (1000 ID~1999 ID)	端末数1000以上2000未満
基本サービス	利用料 (2000 ID~4999 ID)	端末数2000以上5000未満
基本サービス	利用料 (5000 ID~9999 ID)	端末数5000以上10000未満
基本サービス	利用料 (10000 ID~19999 ID)	端末数10000以上20000未満
基本サービス	利用料 (20000 ID~49999 ID)	端末数20000以上50000未満
基本サービス	利用料 (50000 ID~)	端末数50000以上

(2) オプションサービス

乙は、オプションサービス数分の端末を対象として、甲に対してXDR:Endpoint and Serverライセンスの機能を利用できるCreditsを付与します。また、乙はサービス詳細説明書記載のオプションサービスを提供します。なお、オプションサービスごとに甲が利用可能な端末数は、以下に定めるとおりとします。

XDRオプションサービス	利用料 (250 ID~499 ID)	端末数250以上500未満
XDRオプションサービス	利用料 (500 ID~999 ID)	端末数500以上1000未満
XDRオプションサービス	利用料 (1000 ID~1999 ID)	端末数1000以上2000未満
XDRオプションサービス	利用料 (2000 ID~4999 ID)	端末数2000以上5000未満
XDRオプションサービス	利用料 (5000 ID~9999 ID)	端末数5000以上10000未満
XDRオプションサービス	利用料 (10000 ID~19999 ID)	端末数10000以上20000未満
XDRオプションサービス	利用料 (20000 ID~49999 ID)	端末数20000以上50000未満
XDRオプションサービス	利用料 (50000 ID~)	端末数50000以上

5. サービスの料金月、利用数および契約金額

- (1) 本サービスの料金月は、毎月1日から末日までとします。
- (2) 基本サービスの最少契約数は250IDとします。甲は、基本サービス数の追加または減少を希望する場合、乙所定の方法により乙に対し変更を希望する月の初日の30営業日前までに追加または減少の数を通知するものとします。なお、甲は、サービス実施期間中、第4項において定める基本サービスごとの最少端末数を下回って基本サービス数を減少させることはできないものとし、下回る場合は、本契約を解除し、下位の端末数の基本サービスに契約変更するものとします。また、第4項において定める基本サービスごとの最大端末数を上回る場合であっても、乙は甲の申し出のない限り、利用中の基本サービスを継続するものとします。乙は、甲からの申し出があった場合に限り、契約変更のうえ、上位の端末数の基本サービスを提供するものとします。
- (3) 甲がオプションサービスを契約している場合、オプションサービスについても前号の規定が準用されるものとします。
- (4) 各料金月における従量払契約金額は、以下のとおりとします。
 - a. ネットワークサービス利用規約第8条第2条第(3)号にかかわらず、基本サービス数およびオプションサービス数分の従量払契約金額は、毎料金月の初日に発生するものとし、当該従量払契約金額は甲が乙に通知した基本サービス数およびオプションサービス数に明細表記載の単価を乗じた金額とします。なお、実際に甲が利用した数が乙に通知した基本サービス数に満たない場合であっても、乙に通知した基本サービス数およびオプションサービス数だけ当該サービスの利用があったとみなすものとします。
 - b. 基本サービス数およびオプションサービス数を超過する利用に関する従量払契約金額は、当該利用が生じた時点で発生するものとし、甲は当該超過利用についてすみやかに乙に申告するものとします。乙は、当該申告またはトレンドマイクロ社からの甲の利用実績の通知に基づき、超過利用に関する従量払契約金額について、超過利用が生じたことが判明した翌料金月に当月分の従量払契約金額と合わせて請求するものとし、甲は、乙所定の方法および期日までに支払うものとします。
- (5) 乙は、トレンドマイクロ社によるApex One SaaSおよびXDR:Endpoint and Server(以下総称して「トレンドマイクロサービス」という)の価格変更等の事情により本サービスの料金の見直しを実施することができます。乙は、本サービスの価格変更を実施する場合、変更の生じる3カ月前までに(以下「価格変更日」という)、変更後の価格を甲に通知するものとし、甲は、価格変更日以降の契約期間満了後に契約を更新したい場合、変更後の価格が適用になることに合意し、契約変更を実施するものとします。

6. サービスに関する問い合わせ

乙は、本サービスの実施期間中、本サービスの仕様および操作方法、障害(動作異常、不具合等)に関する質問または相談を、甲管理者を窓口として、E-mailで受け付けるものとします。なお、E-mailによる問い合わせの受付時間帯は、24時間365日(回答は乙営業日の9時~17時)とします。また、甲が、オプションサービスにより付与されたCreditsをXDR:Endpoint and Server以外のトレンドマイクロ社が提供する製品に割り当てた場合、当該製品にかかる質問または相談は、問い合わせの対象外とします。

7. 甲の協力義務

- (1) 甲は、本サービスを利用するためのID、パスワードまたはメールアドレス等の使用および管理について責任を負うものとします。これらが第三者に使用されたことにより甲に生じた損害については、乙は何ら責任を負わないものとします。また、IDおよびパスワードの使用および管理により発生した利用料金については、すべて甲の負担とします。
- (2) 甲は、甲端末環境の保守を甲の責任と費用負担にて行い、当該甲端末環境を維持するものとします。
- (3) 甲は、端末にインストールされているエージェントの数を定期的に把握し、利用状態について管理するものとします。乙は、甲によるエージェントの利用状況と契約数が一致していないと合理的に疑われた場合、甲に利用実態に関する調査の実施および調査結果の報告、または第三者による監査を求めることができるものとします。甲は当該調査および監査要求について、自らの責任と費用負担ですみやかに対応するものとします。

8. 本サービスの実施期間

ネットワークサービス利用規約第7条にかかわらず、本サービスの実施開始日はサービス開通通知に記載するものとします。また、本サービスの実施期間はサービス開始日から1か月とし、解約希望日の40営業日前までに乙いづれからも書面による別段の意思表示のないときは、引き続き同一条件をもって、実施期間はさらに1か月間自動的に延長されるものとし、以降もまた同様とします。また、甲は、解約日の40営業日前までに乙所定の書面で通知することにより、本契約の全部または一部を解約することができるものとします。

9. 本サービスの廃止

本サービスに関する乙とトレンドマイクロ社間の契約もしくは甲とトレンドマイクロ社間のEULAが理由の如何を問わず終了した場合またはトレンドマイクロ社がトレンドマイクロサービスの提供終了を決定した場合、乙は、本サービスの実施期間中であっても甲に対して損害賠償義務を負うことなく、本サービスの全部または一部を解除することができるものとします。なお、甲はEULAが終了する場合には事前に乙所定の方法により乙に通知するものとします。

10. 安全保障輸出管理

ネットワークサービス利用規約第24条の定めに加え、甲は、本サービスの利用について適用されるすべての技術管理または輸出関連の法律および規制を遵守する責任があるものとします。甲は、米国の輸出管理法、規則および関連命令等を含め、適用される法律または規則に違反して、本サービスへのアクセスまたはその利用に関連して乙から入手する技術データおよび当該データが組み込まれたソフトウェア等の製品を、輸出の時点で政府または政府機関が輸出許可またはその他の政府承認を要求する国に対して、当該許可または承認を取得せずに輸出してはならないものとします。

11. 免責事項

- (1) 乙は、ネットワークサービス利用規約第19条にかかわらず、トレンドマイクロサービスの提供、サービス内容、その他条件について一切保証せず、また、甲がトレンドマイクロサービスを使用したことまたは使用できなかったことに伴う損害に関する賠償責任を含めトレンドマイクロサービスに関して一切の責任を負わないものとします。
- (2) 本サービスに関し、以下の各事由は乙の責に帰すべからざる事由(ただし、これに限らない)であり、乙は、当該事由に起因して甲に生じた損害についてはいかなる法律上の義務も負わないものとします。
 - a. 甲端末環境のトラブルおよび甲端末環境に起因するトラブル
 - b. 本サービスを実施するために必要な回線、通信設備等に関し、他の電気通信事業者の責に帰すべき事由によるトラブル
 - c. 甲が本契約(ネットワークサービス利用規約、本別表、サービス詳細説明書等を含む)に定める義務を順守しないことに起因するトラブル
 - d. 甲が本サービスを利用することにより第三者との間で生じたトラブル
 - e. 甲が第3項の条件を満たさないことに起因して本サービスの提供ができない場合、または中断した場合
 - f. ネットワークサービス利用規約第26条に定める本サービスの提供の中断を行った場合
- (3) 乙は、本サービスの実施により、甲が有するセキュリティ上の課題を解決・改善されることを保証されないものとします。
- (4) 乙は、本サービスの過程で提供される通知および情報提供の内容について、正確性、最新性、網羅性、特定目的への適合性を含め、甲に対して何ら保証せず、また甲が当該情報を使用したことにより甲または第三者に生じた損害についてならん責任を負わないものとします。
- (5) 甲は、オプションサービスにより付与されたCreditsをXDR:Endpoint and Server以外のトレンドマイクロ社が提供する製品に割り当てる場合、自己の責任において当該製品を利用するものとし、乙は、甲の当該製品の利用について一切責任を負わないものとします。

12. サービスの提供時間

本サービスのうちトレンドマイクロサービスの提供時間帯は24時間365日とします。

13. サービスの停止

- (1) 乙は、次のいずれか一つの事由に該当したとき、事前の通知なく、直ちに本サービスの全部または一部の提供を停止できるものとします。ま

た、当該事由が十分且つ直ちに解消されない場合、乙は書面による通知により、直ちに本サービス契約の全部または一部を解約できるものとします。なお、乙は本項に起因して甲に生じた損害についてはいかなる法律上の義務も負わないものとします。また、基本実施期間満了前に、乙が本項により本サービス契約を解約する場合、甲は従量払契約金額の2カ月分に相当する金額を中途解約料金として直ちに乙に支払うものとします。ただし、サービス実施期間満了時はこの限りでないものとします。

- a. 甲または利用者による本サービスの利用により本サービスもしくは第三者にセキュリティリスクを生じさせる場合
- b. 甲による本サービスの利用が詐欺的である場合
- c. 本サービスの利用が乙もしくはそのグループ会社に何らかの責任を生じさせる場合
- d. 甲または第三者が、支払義務の不履行があった場合、その他、本サービス契約（ネットワークサービス利用規約、本別表、サービス詳細説明書を含む）の定めの一つでも違反した場合
- e. 甲が、通常業務を停止したとき、もしくは停止する見込みがある、または、破産、清算、解散、その他同様の手続きにかかる場合（当該状況について乙が認める形で解消されるまで）

(2) 本サービスの実施期間において、前号またはその他の理由による利用停止等により、甲が本サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払は、当該利用停止等が、乙の故意または重大な過失に基づくものでない限り、甲が引き続きその義務を負うものとします。

14. 本サービスに対する乙の責任

- (1) トレンドマイクロサービスを除く本サービスの利用不能、その他本サービスに関して乙が甲に対して負う損害賠償責任は、「ネットワークサービス利用規約」第19条の定めが全てであり、乙はネットワークサービス利用規約第19条に定める責任のほかは何ら責任を負わないものとします。
- (2) 乙は、トレンドマイクロサービスの提供に関して、EULAに別段の定めがある場合を除き、いかなる保証も行わず、またトレンドマイクロ社の故意または重大な過失に帰すべき理由により、トレンドマイクロ社のクラウドサービスが全く利用できない状態にある場合であっても、乙は、一切責任を負わないものとします。なお、甲は、EULAにもとづきトレンドマイクロ社に保証または賠償を求める場合、すみやかに乙に通知するものとし、乙は当該通知を受けトレンドマイクロ社に対して保証または賠償の要求を実施するものとします。
- (3) 本サービスの利用不能、不具合、その他乙による債務不履行があったとしても、既に発生した甲の支払義務が免除または軽減されることはなく、甲は本サービスの利用不能、不具合、その他乙による債務不履行が生じたことを理由として弁済を拒否または留保等してはならないものとします。

15. 不可抗力

甲および乙は、本サービス契約に基づく金銭債務以外の義務の履行遅延または履行不能につき、当該遅延または不履行が自己の合理的な支配の及ばない原因によるものである場合には、損害賠償責任その他何ら責任を負わないものとします。当該原因には、第三者による攻撃および違法行為、または自然災害、戦争、暴動、紛争、テロ行為、労働争議その他の産業騒乱、封鎖、通商停止、政府の行為もしくは命令、停電、火災、その他ネットワーク、装置またはソフトウェアの故障または誤作動を含むものとします。

16. 乙による契約の解除

乙は、次のいずれか一つにでも該当したとき、甲に通知することにより、損害賠償責任その他何ら責任を負うことなく、ただちに本契約の全部または一部を解除できるものとします。

- (1) 本サービスを提供するために使用しているサービス、ソフトウェアもしくはその他技術を提供している第三者と乙の関係が理由の如何を問わず終了したとき、または、本サービスの一部として当該サービス、当該ソフトウェアもしくはその他技術の提供方法を変更する必要があるとき
- (2) 甲もしくは利用者による本サービスの利用、または甲もしくは利用者に対して本サービスを提供することが、法規制上の理由から、実行できないと乙が判断したとき

17. サービス終了時のデータの取り扱い

乙は本サービスの終了時に、甲が乙サービス環境に登録（入力）したデータを消去するものとします。甲は当該データが必要な場合、本サービスの実施期間中にサービス詳細説明書に従い、当該データをダウンロードしておくものとします。

18. 知的財産権の帰属

- (1) 本サービスに関して提供されるソフトウェアおよびコンテンツ等にかかる知的財産権は、乙または第三者（以下「ライセンサー」という）に帰属するものとします。甲は当該ソフトウェアおよびコンテンツ等の企業秘密または基礎的ノウハウ等を明らかにする目的のために、ダウンロード、模写、複製、改造、他に適合させること、修正、強化、翻訳、二次創作物の作成、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル、翻案、公衆送信（送信可能化を含む）、その他、非公開の内部構造を解析する行為を行ってはならないものとします。
- (2) 本サービスの一部において、甲は本サービスにおいて利用することができるライセンサーのソフトウェアを、当該ライセンサーの許諾のもと提供されることがあるものとします。甲は本サービスにより提供されるライセンサーのソフトウェア（オープンソースソフトウェアを含む）を使用するにあたり、乙が提示するライセンス条項に同意するとともに、これを遵守するものとします。なお、ライセンサーが当該ソフトウェアについて負う責任の範囲は、当該ライセンス条項に定める範囲に限られるものとします。サービス詳細説明書等において、本サービスの利用方法および本サービス上で動作するもしくは本サービスを利用するウェブもしくはアプリケーションの構築方法に適用される方針、規則または規約が規定されることがあり、甲および利用者はそれらを遵守しなければならないものとします。
- (3) 乙はライセンサーによるソフトウェア・ライセンスまたは当該ソフトウェアのサポートの満了または終了等により、当該ソフトウェアの提供を終了することができるものとします。このとき、乙は甲に対して、その旨を事前に通知するものとし、甲は当該ソフトウェアの提供終了期日までに当該ソフトウェアの利用を停止し、技術的に可能である場合には当該ソフトウェアを削除するものとします。なお、当該提供終了期日後も甲において停止および削除が実施されなかった場合、乙は当該ソフトウェアが格納された甲設備からのアクセスを乙の裁量でアクセス制限することができるものとします。
- (4) 甲は本サービスを利用するために必要な範囲で、乙が甲に提供したドキュメント（それらの著作権も乙に帰属します）の全部または一部を複製することができます。（ただし、乙が秘密である旨表示したものを除く）
- (5) 甲は本サービスに関して提供されるソフトウェアおよびコンテンツ等を、本サービスと類似の製品やサービスの開発、出力事業の操業等に利用すること、本別表およびサービス詳細説明書に記載の無い用法、法律に違反する使い方で、使用しないこととします。
- (6) 甲は本サービスに関して提供されるソフトウェアおよびコンテンツ等の、著作権と商法表示を含む全ての知的財産権の表示および免責事項を削除してはならないものとします。

19. 情報セキュリティ

- (1) 乙は乙サービス環境に対して、乙所定の情報セキュリティ防護措置を講じるものとします。本サービスおよび甲データの情報セキュリティに関する乙の責任は当該情報セキュリティ防護措置を維持することに限られるものとします。乙サービス環境の内における甲のデータを保存および処理するために使用される乙設備は、乙が自己の同種の情報を処理および保存する設備同様の合理的なセキュリティ基準に準拠するものとします。乙は情報セキュリティに関する問題が発生しないことを保証するものではありません。なお、政府の規制の変化、その他の理由により、乙は甲に対して甲設備に関するセキュリティ上の措置を要求することがあり、甲はこれに応じるものとします。
- (2) 甲は乙サービス環境において動作するハードウェアまたはソフトウェアに、既知または未知のセキュリティ脆弱性が存在する可能性があることを了解するものとします。甲が乙サービス環境に第三者による攻撃または不正行為があったと疑いを持った場合、甲は直ちに乙に対して通知すると共に、当該攻撃または不正行為への対策に必要な範囲で、乙に協力するものとします。乙は脆弱性が乙サービス環境において生じる場合、当該脆弱性を回復するための合理的な努力を行うものとします。
- (3) 乙は甲による本サービスの利用の過程で生じた甲データの滅失、毀損、紛失、漏えい等に関して、その発生原因を問わず、甲が被った損害について何ら責任を負わないものとします。

20. 通知

- (1) 本サービス契約に基づく乙から甲に対するすべての通知は書面（E-mailによる送信等を含む）により、サービス申請書または他の書面で指定された宛先に送付されるものとします。
- (2) 乙から甲に対するE-mailによる通知は、別途当該E-mailに記載されない限り、乙から甲に送信された時点で、甲に通知されたものとみなすものとします。

2.1. 乙グループによる情報共有

乙およびその委託先は、どの地域で活動しようとも、本サービス契約の履行に関連して、甲の従業員その他の関係者の業務連絡先の情報を保持することができるものとします。

2.2. 通信の秘密等

- (1) ネットワークサービス条項第7条第2項第(6)号として、次の内容を加えるものとします。
乙が本サービスの実施の過程で得た情報の集計および分析を行い、統計資料を作成し、ネットワークサービス、乙サービス環境、ならびに、乙の製品およびサービスの安全性向上等のために限定して利用、および、処理する場合
- (2) ネットワークサービス条項第7条第2項第(7)号として、次の内容を加えるものとします。
乙が本サービスの実施の過程で得た情報を、当該情報が甲の情報であることが識別できないように加工したうえで、情報セキュリティの研究、開発、改善、啓蒙、または、その他の目的のために利用、および、公表する場合
- (3) 本サービスは、甲のデータ通信（およびそのログ）からセキュリティ脅威を判別するために、必要な情報（IPアドレス、ポート番号、通信パケットのヘッダ情報、URL、添付ファイル、等）を、機械的かつ自動的に識別し、記録を取得すること（以下「通信の記録」という）をしています。甲は、本サービスを利用する全ての利用者一人一人から、通信の記録を行うことについて同意を得ていることを保証するものとします。乙は、甲が利用者から同意を得ていなかったことに起因する一切の責任を負わないものとします。また、甲が利用者から同意を得ていなかったことに起因して乙に生じた損害について、甲は賠償責任を負うものとします。

2.3. 個人情報保護

サービス申請書に記載された甲の個人情報（以下「甲個人情報」という）の取扱いについては、以下となります。

- (1) 甲は、乙が甲個人情報を本サービス提供に関する範囲（開通、運用等）でのみ利用することに合意するものとします。なお、乙は、本サービスの実施に必要な場合、甲個人情報をトレンドマイクロ社に通知することができるものとします。
- (2) 甲は、トレンドマイクロ社が前号により提供された甲個人情報を「個人情報保護方針」（https://www.trendmicro.com/ja_jp/about/legal/privacy-policy.html）に準じて取扱うことに同意するものとします。また、甲は、トレンドマイクロ社がトレンドマイクロサービスを実施するのに必要な範囲で、サービス申請書に記載された情報の取扱いをトレンドマイクロ社の委託先に委託する場合があることに同意するものとします。

2.4. 留意事項

- (1) トレンドマイクロ社および乙が、甲の責に帰すべき事由により本サービスの提供ができなくなったときは、乙は、該当するサービスにかかる契約を解除することができるとともに、損害を被った場合には、甲に当該損害の賠償を請求できるものとします。
- (2) 甲は、乙より提供された管理者ID、パスワードの使用および管理について責任を持つものとし、これらが第三者に使用されたことにより甲に生じた損害については、乙は、何ら責任を負わないものとします。
- (3) 甲が本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合または、第三者からクレーム等の請求がなされた場合、甲は、自己の責任でこれを解決し、乙にいかなる責任も負担させないものとします。

2.5. 品目一覧

本サービスの品目は、以下の通りとします。

品名	型名	備考	支払種別	単位
CloudProtect エンドポイントセキュリティ 基本サービス利用料(250ID~499ID)	NS2F714G		従量料金制(従量払)	ID
CloudProtect エンドポイントセキュリティ 基本サービス利用料(500ID~999ID)	NS2F700G		従量料金制(従量払)	ID
CloudProtect エンドポイントセキュリティ 基本サービス利用料(1000ID~1999ID)	NS2F701G		従量料金制(従量払)	ID
CloudProtect エンドポイントセキュリティ 基本サービス利用料(2000ID~4999ID)	NS2F702G		従量料金制(従量払)	ID
CloudProtect エンドポイントセキュリティ 基本サービス利用料(5000ID~9999ID)	NS2F703G		従量料金制(従量払)	ID
CloudProtect エンドポイントセキュリティ 基本サービス利用料(10000ID~19999ID)	NS2F704G		従量料金制(従量払)	ID
CloudProtect エンドポイントセキュリティ 基本サービス利用料(20000ID~49999ID)	NS2F705G		従量料金制(従量払)	ID
CloudProtect エンドポイントセキュリティ 基本サービス利用料(50000ID~)	NS2F706G		従量料金制(従量払)	ID
CloudProtect エンドポイントセキュリティ XDRオプションサービス 利用料(250ID~499ID)	NS2F715G		従量料金制(従量払)	ID
CloudProtect エンドポイントセキュリティ XDRオプションサービス 利用料(500ID~999ID)	NS2F707G		従量料金制(従量払)	ID
CloudProtect エンドポイントセキュリティ XDRオプションサービス 利用料(1000ID~1999ID)	NS2F708G		従量料金制(従量払)	ID
CloudProtect エンドポイントセキュリティ XDRオプションサービス 利用料(2000ID~4999ID)	NS2F709G		従量料金制(従量払)	ID
CloudProtect エンドポイントセキュリティ XDRオプションサービス 利用料(5000ID~9999ID)	NS2F710G		従量料金制(従量払)	ID
CloudProtect エンドポイントセキュリティ XDRオプションサービス 利用料(10000ID~19999ID)	NS2F711G		従量料金制(従量払)	ID

品名	型名	備考	支払種別	単位
CloudProtect エンドポイントセキュリティ XDRオプションサービス 利用料 (20000ID~49999ID)	NS2F712G		従量料金制 (従量払)	ID
CloudProtect エンドポイントセキュリティ XDRオプションサービス 利用料 (50000ID~)	NS2F713G		従量料金制 (従量払)	ID

[変更内容]

- (2021年10月25日) 本別表を適用します。
- (2022年 4月 4日) 250ID~499IDの品目を追加しました。
- (2022年 6月 1日) Creditsに関する記述を追加しました。

[凡例]

本別表では、以下の略称を用いています。

略称	名称
ID	Identifier

以上

別表No. N022H